

第113期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

場所

福井市順化1丁目6番9号
当銀行本店3階会議室

【株主さまへのお願い】

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主総会への当日のご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染回避のため自粛をご検討ください。
また、ご来場を見合わせる場合、書面提出による議決権行使をご推奨申し上げます。

本年は、株主総会にご出席の株主さまへのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第113期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第113期事業報告	3
計算書類	20
連結計算書類	24
監査報告書	27
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	32
第2号議案 資本準備金の一部を その他資本剰余金に 振り替える件	33
第3号議案 自己株式（優先株式） 取得枠の設定の件	34
第4号議案 第三者割当による 募集株式の発行の件	37
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	42

2021年6月9日

株 主 各 位

福井市順化1丁目6番9号
株式会社**福邦銀行**
取締役頭取 渡 邊 健 雄

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福井市順化1丁目6番9号 当銀行本店3階会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 資本準備金の一部をその他資本剰余金に振り替える件
第3号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件
第4号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

## ◎インターネット開示事項について

- (1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

当行のホームページ : <https://www.fukuho.co.jp/>

(添付書類)

## 第113期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

ここに当行グループ第113期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の営業の概況と決算につきまして、ご報告申し上げます。

##### 【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、当行、連結子会社1社で構成され、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。その主要な事業内容は次のとおりです。

当行は、銀行業務として預金、貸出、商品有価証券売買、有価証券投資、内国為替、外国為替、社債受託および登録、付帯業務として国債等の窓口販売、証券投資信託の窓口販売、損害保険・生命保険の窓口販売等を行い、連結子会社である福邦カード(株)は、クレジットカードおよび信用保証の業務を行っております。

##### 【金融経済環境】

当行グループの主たる営業基盤である福井県内経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部では厳しい状況が続いているものの緩やかに持ち直しつつあります。生産活動は持ち直しつつあり、個人消費も緩やかに持ち直しつつあります。公共投資は前年を下回り、住宅投資は弱い動きとなっております。なお雇用情勢は着実に改善しておりますが、弱い動きがみられます。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響も各種政策の効果もあって持ち直しに向かうことが期待されますが、感染症拡大による地域経済への下振れにも十分注意する必要がありますと考えます。

## 【事業の経過及び成果】

法人および事業主のお客さま向けには、「徹底した本業支援」を掲げ、補助金申請支援やビジネスマッチング、後継者不在先への事業承継支援に取組み、資金需要を創造する提案営業を展開しております。新型コロナウイルス感染症の影響により非対面での営業にも力を入れ、営業人員へのモバイルPC・スマホの貸与、オンライン会議ツール等の活用など実施、また新型コロナウイルス感染症の影響は地域全体への危機として認識し、株式会社福井銀行との包括連携にて、ゴールドウィークに両行での特別相談窓口を開設するなど、地域の課題に連携して取り組んでおります。

個人のお客さま向けには、お客さま本位の営業、お客さまに対する生活支援を強化すべく、個人の身近なお悩みや相談に応える金融サービスを行ってまいります。2020年4月より、福井市中心部のフェニックス通り支店の平日夜間・休日営業を開始し、お客さまから相談しやすい体制としております。またCRM/SFAシステムの導入と運用開始によりお客さまの情報を収集し、課題やニーズを想定し、お客さまの課題解決を図ってまいります。

効率的な業務運営に向けた取り組みとしては、勘定系システムを「STELLA CUBE」に移行し、2019年1月より稼働開始したことから、今後、多様化するお客さまのニーズに沿った商品・サービスをより迅速に提供することが可能となるとともに、多くの地銀が共同でシステム開発・運用を行うことによるコストメリットを、将来にわたり発揮することができるようになりました。併せて営業店ネットワーク、本部組織の再編を行い、2019年9月に一層の地域貢献と効率化等を目的とした株式会社福井銀行との包括的業務提携の検討を、2020年3月に同提携での施策を「Fプロジェクト」として公表し、諸施策を実施しております。2020年5月には老朽化の課題があった当行小松支店を株式会社福井銀行の小松支店内に移転し、路面店舗内に2行が同居する全国初の取組みを行っております。

当期の連結ベースでの業績は、次のような営業成績を収めることができました。

主要勘定につきましては、預金は、個人預金及び法人預金の増加により、期末残高は前期末比190億円増加して、4,365億61百万円となりました。

貸出金は、事業性融資が増加したこと等により、期末残高は前期末比69億78百万円増加して、3,133億62百万円となりました。

また、有価証券は、リスク管理と効率運用に努め、期末残高は前期末比22億98百万円減少して960億82百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券売却益が増加したことから、前期比61百万円増加の87億49百万円となりました。また、経常費用は、与信関連費用が増加したものの、営業経費や有価証券売却損が減少したことから、前期比1億52百万円減少して82億91百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比2億14百万円増加し、4億58百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益の増加により、前期比42百万円増加の2億61百万円となりました。

### 【当行及び連結子会社の対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、低金利の長期化、技術革新に伴うデジタル化の進展、異業種からの参入等により、大きく変わりつつあり、また厳しい状況にあります。このような環境の中、当行はお客さまとの間で長く続いた親密な関係を維持・強化し、ニーズに応じた金融サービスを提供する地域密着型金融の推進を基本に、外部機関との連携等を強化しつつ、お客さまへの「本業支援」「生活支援」を重要課題として取り組んでいます。更に、2019年9月に、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした株式会社福井銀行との包括提携の検討を公表し、2020年3月に同提携を「Fプロジェクト」として公表し、諸施策を実施しております。また同プロジェクトにおける業務提携の更なる加速と深化を目的に、2021年1月に両行の資本提携に係る基本合意を締結しております。

またIT化の進展や金融業務の高度化に対応する必要があり、勘定系システムを「STELLA CUBE」に移行し、2019年1月より新システムを稼働開始しました。これにより、多様化するお客さまのニーズに沿った商品・サービスをより迅速に提供することが可能となるとともに、多くの地銀が共同でシステム開発・運用を行うことによるコストメリットを将来にわたり発揮することができるようになりました。今後もお客さまの利便性の一層の向上に取り組みつつ、業務の効率化や店舗ネットワークの見直し等により、収益体質の強化を図るとともに、金融機能を維持強化し、地域経済への貢献という当行の使命を果たしてまいります。

## (2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                     | 2017年度  | 2018年度  | 2019年度  | 2020年度  |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益                | 9,367   | 9,022   | 8,687   | 8,749   |
| 経常利益                | 526     | 777     | 244     | 458     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 391     | 259     | 219     | 261     |
| 包括利益                | 1,468   | 297     | △1,049  | 471     |
| 純資産額                | 21,821  | 21,888  | 20,671  | 20,925  |
| 総資産                 | 464,824 | 470,561 | 444,328 | 485,407 |

[注] 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                | 2017年度         | 2018年度         | 2019年度         | 2020年度         |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>預 金</b>     | <b>426,966</b> | <b>427,790</b> | <b>417,742</b> | <b>436,774</b> |
| 定期性預金          | 253,175        | 240,802        | 223,001        | 211,041        |
| その他            | 173,791        | 186,987        | 194,740        | 225,732        |
| <b>貸 出 金</b>   | <b>307,375</b> | <b>307,373</b> | <b>306,168</b> | <b>313,174</b> |
| 個人向け           | 90,654         | 88,861         | 87,489         | 86,015         |
| 中小企業向け         | 157,449        | 159,944        | 165,841        | 173,018        |
| その他            | 59,270         | 58,567         | 52,837         | 54,140         |
| 商品有価証券         | －              | －              | －              | －              |
| <b>有 価 証 券</b> | <b>102,051</b> | <b>90,493</b>  | <b>98,750</b>  | <b>96,451</b>  |
| 国 債            | 23,241         | 13,813         | 11,989         | 11,232         |
| その他            | 78,810         | 76,680         | 86,761         | 85,219         |
| <b>総 資 産</b>   | <b>464,630</b> | <b>470,350</b> | <b>444,141</b> | <b>485,279</b> |
| 内国為替取扱高        | 1,039,671      | 1,082,182      | 1,100,030      | 1,046,685      |
| 外国為替取扱高        | 百万ドル<br>28     | 百万ドル<br>14     | 百万ドル<br>9      | 百万ドル<br>9      |
| 経 常 利 益        | 534            | 764            | 240            | 466            |
| 当 期 純 利 益      | 400            | 247            | 216            | 270            |
| 1株当たり当期純利益     | 円 銭<br>10 48   | 円 銭<br>5 54    | 円 銭<br>4 55    | 円 銭<br>6 28    |

[注] 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)等を適用しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
|             | 銀 行 業   |
| 使 用 人 数     | 414人    |
| 平 均 年 齢     | 40年0月   |
| 平 均 勤 続 年 数 | 17年4月   |
| 平 均 給 与 月 額 | 299千円   |

- 〔注〕 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福邦銀行

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 福井県:33店 | 本店営業部、武生支店、敦賀支店、ほか30店 |
| 石川県:2店  | 金沢支店、小松支店             |
| 京都府:3店  | 京都支店、舞鶴支店、東舞鶴支店       |
| 大阪府:1店  | 大阪支店                  |

- 〔注〕 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を40カ所設置しております。  
 2. 上記には店舗内店舗方式の店舗が6カ店含まれております。

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
 該当ありません。

#### ロ カード業

福邦カード(株)：本社（福井県）

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 金額  |
|---------|-----|
| 銀行業     | 342 |
| カード業    | —   |
| 合計      | 342 |

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 事業セグメント | 内容             | 金額 |
|---------|----------------|----|
| 銀行業     | BankNeoシステムの導入 | 45 |
|         | モアタイムシステムの導入   | 25 |
| 合計      |                | 70 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会社名      | 所在地             | 主要業務内容                     | 資本金       | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|----------|-----------------|----------------------------|-----------|------------------|-----|
| 福邦カード(株) | 福井市日之出4丁目11番13号 | クレジットカード業<br>金融業<br>信用保証業務 | 百万円<br>30 | %<br>100.0       | —   |

〔注〕 当年度末において連結子会社等は上記の1社であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
7. 株式会社福井銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井県JAバンク（福井県内に本店を置く全ての銀行・信用金庫・農協/県信連）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
8. 株式会社北陸銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
9. 株式会社福井銀行との間で、業務及び資本提携に関して「地域経済の発展に向けた包括提携契約」（Fプロジェクト）を締結しております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

2020年度末現在

| 氏 名     | 地 位 及 び 担 当        | 重 要 な 兼 職             | そ の 他 |
|---------|--------------------|-----------------------|-------|
| 三田村 俊 文 | 取締役会長              | —                     |       |
| 渡 邊 健 雄 | 取締役頭取<br>(代表取締役)   | —                     |       |
| 小 林 郁 夫 | 取締役総務部長<br>証券国際部担当 | —                     |       |
| 中 村 毅   | 取締役業務支援部長          | —                     |       |
| 林 田 和 博 | 取締役企画部長<br>営業統括部担当 | —                     |       |
| 三田村 謙   | 取締役                | —                     |       |
| 瀧 波 史 織 | 取締役                | —                     |       |
| 神 澤 重 明 | 取締役<br>(社外取締役)     | —                     |       |
| 丹 尾 正 己 | 取締役<br>(社外取締役)     | 福井県観光開発(株)<br>代表取締役社長 |       |
| 南 出 暁 弥 | 監査役<br>(常勤監査役)     | —                     |       |
| 上 野 嘉 蔵 | 監査役<br>(社外監査役)     | —                     |       |
| 森 口 功 一 | 監査役<br>(社外監査役)     | 弁護士<br>福井さくら法律事務所代表   |       |

- [注] 1. 取締役神澤重明および丹尾正己の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役上野嘉蔵および森口功一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する固定報酬を基本的枠組みとしております。

「基本報酬（金銭報酬）」は、役員の役割（兼務状況も含む）及び職責等に相応しい水準とすることを方針としています。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて各担当職務、各期の業績、貢献度、業界の動向等を総合的に勘案し協議した後、最終的に取締役会から委任を受けた代表取締役頭取が各取締役の報酬額を決定し、毎月固定額を支給する報酬であります。

「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に役員の退任時の報酬月額を在任期間に乗じて査定する退職慰労金及び在任中の功績に応じて支給する功労金を「役員退職慰労金支給内規」に基づき毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給する報酬であります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議により決定しております。

### ② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等      | 報酬等の種類別の総額 |         |        |       |
|-----|------|----------|------------|---------|--------|-------|
|     |      |          | 基本報酬       | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | 退職慰労金 |
| 取締役 | 10名  | 51 ( 9)  | 42         | －       | －      | 9     |
| 監査役 | 4名   | 12 ( 1)  | 10         | －       | －      | 1     |
| 計   | 14名  | 64 ( 11) | 52         | －       | －      | 11    |

- [注] 1. 上記のほか、使用人兼取締役に対する使用人給与相当額25百万円を支払っております。
2. 当行取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第109期定時株主総会において年額78,400千円以内(うち社外取締役4,800千円)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。
- 当行監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第104期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 役員賞与の支給はありません。
4. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であり、上記「報酬等」の合計欄に括弧内書きしております。
5. 上記以外に、当事業年度中に退任した取締役及び監査役に退職慰労金6百万円(取締役1名4百万円、監査役1名1百万円)支給しております。
6. 「支給人数」には、当事業年度中に報酬等の支給があった退任取締役および退任監査役が含まれております。
7. 当行は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役頭取渡邊健雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および使用人兼取締役の使用人給与相当額です。これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の各担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していることによるものです。

当事業年度は、当該手続きを経ての取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名   | 兼 職 そ の 他 の 状 況 |     |        |     |
|------|-----------------|-----|--------|-----|
|      | 法人等名            | 役職名 | 同社との取引 | その他 |
| 神澤重明 | —               | —   | —      |     |
| 丹尾正己 | フクイボウ(株)        | 取締役 | 与信取引   |     |
| 上野嘉蔵 | —               | —   | —      |     |
| 森口功一 | 福井さくら法律事務所      | 代表  | —      |     |

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名   | 在任期間   | 取締役会及び監査役会への出席状況           | 取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況                                             |
|------|--------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 神澤重明 | 11年9ヵ月 | 取締役会13回中12回                | 議案審議等につき、金融業界の専門的な知識と経験をもとに必要な発言を行っております。                            |
| 丹尾正己 | 6年9ヵ月  | 取締役会13回中10回                | 議案審議等につき、経験豊かな企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。                            |
| 上野嘉蔵 | 4年9ヵ月  | 取締役会13回中13回<br>監査役会13回中13回 | 会社役員としての豊富な経験と知見を有し、大所高所から適宜質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。 |
| 森口功一 | 4年9ヵ月  | 取締役会13回中13回<br>監査役会13回中13回 | 弁護士として、高度な能力・識見をもって専門的な見地から質問と意見を述べております。また監査結果について意見交換し協議を行っております。  |

### (3) 責任限定契約

| 氏名   | 責任限定契約の内容の概要                                      |
|------|---------------------------------------------------|
| 神澤重明 | 会社法第425条第1項第1号ハに定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。 |
| 丹尾正己 | 同上                                                |
| 上野嘉蔵 | 同上                                                |
| 森口功一 | 同上                                                |

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 4名   | 8        | —             |

(注) 1. 報酬等には、当事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含んでおります。

### (5) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

|        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 普通株式   | 発行可能株式総数 | 80,000千株 |
|        | 発行済株式の総数 | 31,800千株 |
| A種優先株式 | 発行可能株式総数 | 6,000千株  |
|        | 発行済株式の総数 | 6,000千株  |

### (2) 当年度末株主数

|        |        |
|--------|--------|
| 普通株式   | 1,273名 |
| A種優先株式 | 1名     |

### (3) 大株主

普通株式

| 株主の氏名又は名称           | 当行への出資状況 |       |
|---------------------|----------|-------|
|                     | 持株数等     | 持株比率  |
| 株式会社みずほ銀行           | 1,450千株  | 4.67% |
| 株式会社クオードコーポレーション    | 1,400    | 4.51  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 1,399    | 4.50  |
| 三田興産株式会社            | 1,327    | 4.27  |
| 三田村俊文               | 1,296    | 4.18  |
| 日本土地建物株式会社          | 850      | 2.73  |
| みずほ証券株式会社           | 704      | 2.27  |
| 明治安田生命保険相互会社        | 650      | 2.09  |
| 株式会社ホクコン            | 615      | 1.98  |
| 武生土地株式会社            | 603      | 1.94  |

- [注] 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式777,850株を控除し、小数点3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口4)所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

A種優先株式

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況 |         |
|------------|----------|---------|
|            | 持株数等     | 持株比率    |
| 株式会社整理回収機構 | 6,000千株  | 100.00% |

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                          | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|-------------------------------------------------|--------------|-----|
| EY新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員 池田裕之<br>指定有限責任社員 瀬底治啓 | 36           | —   |

(注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、36百万円であります。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## (5) 会計監査人に関するその他の事項

該当ありません。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役会にて下記のとおり決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。  
法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。  
コンプライアンス統括部署をコンプライアンス室とし、コンプライアンスの一元管理を行っている他、常勤の取締役、本部各部の部長および常勤監査役が、定期的にコンプライアンスについての情報連絡・意見交換を行い全行的なコンプライアンス意識の醸成およびコンプライアンスの実効性を高めることを目的としたコンプライアンス委員会を設置するものとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。  
「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理基本規程を定めております。

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク）に区分し、担当部および管理規程を定めるものとしております。企画部は、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。

取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記①の体制等のほかに、本部、営業店とも部店長をコンプライアンス責任者とし、毎月、各部店においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、コンプライアンスに関し、コンプライアンス責任者に相談しづらい内容や、何らかの理由によりコンプライアンス責任者に相談できない場合は、直接、コンプライアンス室に相談し、判断を受けるためのコンプライアンス相談窓口を設置しております。

当行は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、公益通報制度を設けております。

内部監査部署である監査室は監査役と連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。

コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。

⑥ 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。

当行企画部担当役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査室は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。

関連会社の役職員が、当行のコンプライアンス統括部門であるコンプライアンス室に相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役は監査業務の補助を行うよう監査室の使用人に依頼することができるものとしており、監査室長はこれに応じるものとしております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。  
また、監査役が、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。
- (2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。
- ① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、常勤取締役、常勤監査役及び本部各部長をメンバーとするコンプライアンス委員会を当事業年度に5回開催し、頭取が委員長となりコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。  
当行は公益通報制度を確立するとともに、自己のコンプライアンス・チェックの報告と不正行為の内部通報を目的としたコンプライアンス・チェックメールを全役職員に毎月1回不定期に配信し、法令遵守意識の高揚を図るとともに、不正行為等の早期発見に努めております。加えて、監査室は内部監査計画に基づき、各部店の内部監査を定期的を実施しております。

- ② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、毎月1回開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。
- ③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は13回開催しております。また、会長、頭取及び常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行企画部担当役員が子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。加えて、子会社等管理規程を整備し四半期毎に業務内容の報告を受けております。また、監査室は子会社の業務全般について監査を実施しております。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役様に報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12 その他

該当ありません。



# 第113期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

|    | 科 目   | 金 額   |
|----|-------|-------|
| 経  | 常     | 8,666 |
| 資  | 金     | 5,700 |
|    | 貸有コ預そ | 4,169 |
|    | 受そ    | 1,490 |
| 役  | の     | 0     |
| そ  | の     | 36    |
| そ  | の     | 2     |
|    | 株償そ   | 976   |
|    | の     | 256   |
|    | の     | 719   |
|    | の     | 794   |
|    | の     | 7     |
|    | の     | 787   |
|    | の     | 1,195 |
|    | の     | 1,033 |
|    | の     | 26    |
|    | の     | 135   |
| 経  | 資     | 8,199 |
|    | 預そ    | 57    |
|    | 支そ    | 53    |
| 役  | の     | 3     |
| そ  | の     | 837   |
|    | の     | 48    |
|    | の     | 788   |
|    | の     | 890   |
|    | の     | 785   |
|    | の     | 37    |
|    | の     | 14    |
|    | の     | 53    |
|    | の     | 5,375 |
|    | の     | 1,039 |
|    | の     | 542   |
|    | の     | 53    |
|    | の     | 145   |
|    | の     | 23    |
|    | の     | 274   |
| 経特 | 固     | 466   |
| 特  | 固     | 1     |
|    | 減     | 140   |
|    | 前     | 13    |
|    | 当     | 127   |
| 税法 | 引     | 59    |
| 法  | 税、    | △ 2   |
| 法  | 人     |       |
| 当  | 人     |       |
|    | 期     |       |
|    | 税     |       |
|    | 等     |       |
|    | 純     |       |
|    | 利     |       |
|    | 及     |       |
|    | 調     |       |
|    | 等     |       |
|    | 等     |       |
|    | 純     |       |
|    | 利     |       |
|    | 純     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |
|    | 税     |       |
|    | 額     |       |
|    | 計     |       |
|    | 益     |       |

## 第113期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当期首残高                   | 7,300   | 6,256     | 6,256         |
| 当期変動額                   |         |           |               |
| 剰余金の配当                  |         |           |               |
| 当期純利益                   |         |           |               |
| 自己株式の取得                 |         |           |               |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |           |               |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |               |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —             |
| 当期末残高                   | 7,300   | 6,256     | 6,256         |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本   |                     |              |         |                |
|-------------------------|-----------|---------------------|--------------|---------|----------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                     |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |
| 当期首残高                   | 440       | 6,022               | 6,462        | △ 237   | 19,782         |
| 当期変動額                   |           |                     |              |         |                |
| 剰余金の配当                  | 33        | △ 201               | △ 167        |         | △ 167          |
| 当期純利益                   |           | 270                 | 270          |         | 270            |
| 自己株式の取得                 |           |                     |              | △ 50    | △ 50           |
| 土地再評価差額金の取崩             |           | 36                  | 36           |         | 36             |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |                     |              |         |                |
| 当期変動額合計                 | 33        | 106                 | 139          | △ 50    | 89             |
| 当期末残高                   | 474       | 6,128               | 6,602        | △ 288   | 19,871         |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算差額等         |              |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|--------------|----------------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当期首残高                   | 12               | 775          | 788            | 20,570 |
| 当期変動額                   |                  |              |                |        |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                | △ 167  |
| 当期純利益                   |                  |              |                | 270    |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                | △ 50   |
| 土地再評価差額金の取崩             |                  |              |                | 36     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 68               | △ 36         | 32             | 32     |
| 当期変動額合計                 | 68               | △ 36         | 32             | 121    |
| 当期末残高                   | 81               | 738          | 820            | 20,692 |

## 第113期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額            | 科 目                       | 金 額            |
|---------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>       |                | <b>(負債の部)</b>             |                |
| 現 金 預 け 金           | 62,159         | 預 金                       | 436,561        |
| 有 価 証 券             | 96,082         | 借 用 金                     | 22,000         |
| 貸 出 金               | 313,362        | そ の 他 負 債                 | 4,230          |
| 外 国 為 替             | 115            | 賞 与 引 当 金                 | 218            |
| そ の 他 資 産           | 10,439         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 658            |
| 有 形 固 定 資 産         | 4,319          | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 99             |
| 建 物                 | 1,073          | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金     | 68             |
| 土 地                 | 2,773          | 偶 発 損 失 引 当 金             | 70             |
| リ ー ス 資 産           | 80             | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 411            |
| 建 設 仮 勘 定           | 32             | 支 払 承 諾                   | 163            |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 358            | <b>負債の部合計</b>             | <b>464,481</b> |
| 無 形 固 定 資 産         | 998            | <b>(純資産の部)</b>            |                |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 960            | 資 本 金                     | 7,300          |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 37             | 資 本 剰 余 金                 | 6,256          |
| 繰 延 税 金 資 産         | 222            | 利 益 剰 余 金                 | 6,788          |
| 支 払 承 諾 見 返         | 163            | 自 己 株 式                   | △ 288          |
| 貸 倒 引 当 金           | △ 2,455        | 株 主 資 本 合 計               | 20,057         |
|                     |                | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 81             |
|                     |                | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 738            |
|                     |                | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 47             |
|                     |                | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 867            |
|                     |                | <b>純資産の部合計</b>            | <b>20,925</b>  |
| <b>資産の部合計</b>       | <b>485,407</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b>        | <b>485,407</b> |

# 第113期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額   |
|--------------|-------|
| 経常収益         | 8,749 |
| 資金運用収益       | 5,711 |
| 貸出証券及び金受入利息  | 4,180 |
| 有価証券の他の引業等   | 1,490 |
| コールローンの他の引業等 | 0     |
| 預金の他の引業等     | 36    |
| その他の引業等      | 2     |
| 役所の他の引業等     | 1,047 |
| 株債の他の引業等     | 794   |
| 株式の他の引業等     | 1,196 |
| 債権の他の引業等     | 1,033 |
| その他の引業等      | 26    |
| 経常費用         | 137   |
| 経常利益         | 8,291 |
| 資金調達費用       | 59    |
| 預金の他の引業等     | 53    |
| 役所の他の引業等     | 6     |
| その他の引業等      | 853   |
| の他の引業等       | 890   |
| の他の引業等       | 5,446 |
| の他の引業等       | 1,041 |
| 貸倒引当金の繰上償却   | 53    |
| 貸倒引当金の繰上償却   | 544   |
| 株式の他の引業等     | 145   |
| の他の引業等       | 23    |
| の他の引業等       | 274   |
| 経常利益         | 458   |
| 特別利益         | 1     |
| 特別損失         | 140   |
| 固定資産処分損失     | 13    |
| 減損損失         | 127   |
| 税引当り利益       | 319   |
| 法人税、住民税、個人   | 60    |
| 法人税          | △ 2   |
| 当期純利益        | 57    |
| 当期純利益        | 261   |
| 当期純利益        | —     |
| 当期純利益        | 261   |

## 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |       |       |             |
|-------------------------|---------|-------|-------|-------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式  | 株主資本<br>合 計 |
| 当期首残高                   | 7,300   | 6,256 | 6,657 | △ 237 | 19,977      |
| 当期変動額                   |         |       |       |       |             |
| 剰余金の配当                  |         |       | △ 167 |       | △ 167       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |       | 261   |       | 261         |
| 自己株式の取得                 |         |       |       | △ 50  | △ 50        |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |       | 36    |       | 36          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |       |       |       |             |
| 当期変動額合計                 | —       | —     | 130   | △ 50  | 80          |
| 当期末残高                   | 7,300   | 6,256 | 6,788 | △ 288 | 20,057      |

(単位：百万円)

|                         | その他の包括利益累計額      |                    |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |           |
| 当期首残高                   | 12               | 775                | △ 93             | 694               | 20,671    |
| 当期変動額                   |                  |                    |                  |                   |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                    |                  |                   | △ 167     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |                    |                  |                   | 261       |
| 自己株式の取得                 |                  |                    |                  |                   | △ 50      |
| 土地再評価差額金の取崩             |                  |                    |                  |                   | 36        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 68               | △36                | 140              | 173               | 173       |
| 当期変動額合計                 | 68               | △36                | 140              | 173               | 253       |
| 当期末残高                   | 81               | 738                | 47               | 867               | 20,925    |

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社福邦銀行  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社福邦銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福邦銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い銀行の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 福邦銀行 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 南 | 出 | 暁 | 弥 | ㊟ |
| 社外監査役 | 上 | 野 | 嘉 | 蔵 | ㊟ |
| 社外監査役 | 森 | □ | 功 | 一 | ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、銀行業としての公共性に鑑み、「自己資本の充実」を図りつつ、株主の皆様への「安定した利益還元」による配当実施をすることとしております。この方針に基づき検討いたしました結果、当期の普通株式の期末配当は1株当たり3円とさせていただきたいと存じます。

優先株式につきましては、所定の金額といたしたいと存じます。

なお、定款において中間配当ができる旨を定めておりますが、経済・金融市場は依然として先行き不透明な状態が続いていることから当分の間、期末配当1回とさせていただいております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

|        | 1株当たりの配当金額 | 配当金の総額       |
|--------|------------|--------------|
| 普通株式   | 3円         | 93,066,450円  |
| A種優先株式 | 12円46銭     | 74,760,000円  |
| 計      | —          | 167,826,450円 |

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

## 第2号議案 資本準備金の一部をその他資本剰余金に振り替える件

公的資金に係るA種優先株式の自己株式取得、及びその後の経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少し、その他資本剰余金に振り替えることについて、ご承認をお願いするものです。

資本準備金の減少の内容は次のとおりであります。

1. 減少する資本準備金の額  
資本準備金6,256,943,796円のうち、3,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。
2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日  
2021年10月1日

### 第3号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件

第2号議案「資本準備金の一部をその他資本剰余金に振り替える件」が原案通り承認可決されることを条件として、公的資金に係るA種優先株式について、会社法第156条第1項の規定に基づき、自己株式（優先株式）取得枠を以下の内容にて設定することについてご承認をお願いするものです。

なお、A種優先株式の取得につきましては、関係当局の承認が得られることが条件となります。また、本件は会社法第156条第1項に基づく取得であるため、A種優先株式以外の株式を保有される株主のみなさまには、会社法第160条第3項に定める売主追加請求権は生じません。

#### 1. 自己株式（優先株式）取得枠の設定の理由

当行は、2009年3月に金融機能強化法に基づき、公的資金に係る当行株式の引受けを申し込み、2009年3月に株式会社整理回収機構の引受けにより、A種優先株式60億円を発行いたしました。

以来、当行は、公的資金による資本基盤の強化のもと、地域金融機関としての責務を果たすべく、5次にわたる経営強化計画に基づき、「地域密着の徹底～育てる・支える・守る～」を基本戦略とし、地域経済の活性化を通じて、「地域のお客さまとともに成長する銀行」、「相談しやすく親しみやすい銀行」を目指して、地域における適切かつ円滑な金融仲介機能の発揮と、それによる収益力の強化に努めてまいりました。この結果、2021年3月期時点の単体の利益剰余金は66億円という水準に積み上げることができました。

A種優先株式には、当行の普通株式を対価とした取得請求権及び2024年4月1日をもって普通株式に一斉転換される取得条項が付されております。したがって、仮に、当行の普通株式を対価とした取得請求権が行使された場合、又はその行使がされずに一斉転換が行われた場合には、既存株主のみなさまにとって議決権の希薄化等が生じるとともに、配当負担が継続することによる社外流出の増加が生じる懸念があります。また、一斉転換が行われた場合には、公的資金返済の見通しが立て難くなり、経営の自由度が制約された状況が長期にわたりに継続する懸念が生じます。

一方で、当行が株式会社福井銀行（頭取 林 正博）との間で、2020年3月に発表いたしました地域経済の発展に向けた包括提携（Fプロジェクト）の開始に係る合意以降、両行は福井県の活性化をその使命・役割とする地域金融機関として、地域経済の持続的発展への貢献やこれまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化に向けて、連携、協働を進めてまいりました。

斯かる中、長期的な超低金利環境の継続や人口減少等の構造的な問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の継続など、厳しい経営環境の継続を見据え、Fプロジェクトの加速と深化、なかでも業務提携によるシナジー創出の早期実現と効果の最大化に向けた取り組みの加速のためには、資本提携の早期実現が必要であるとの共通認識に基づき、2021年1月、

資本提携の基本合意に至りました。

具体的には、当行による公的資金の返済を前提に、第三者割当の方法により、発行価額総額50億円で、株式会社福井銀行に対して普通株式を割り当て、株式会社福井銀行がこれを引き受ける方針であり、これにより引き続き地域における金融仲介機能を発揮してゆくために適切な自己資本を確保するとともに、Fプロジェクトにおける業務提携の更なる加速・深化として、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果の最大化が可能になると考えております。そのため、より一層の地域経済の持続的発展への貢献や、これまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化を実現することで、中長期的な企業価値・株主価値の向上にも資するものと考えております。

そこで、これら諸般の事情を総合的に勘案したうえで、当行としては、中長期的な企業価値・株主価値の確保・向上の観点から、公的資金を速やかに返済することが適切であり、十分意義のある資本政策と考えており、この度、株式会社整理回収機構がそのすべてを保有する当行のA種優先株式の取得を行わせていただきたく存じます。

## 2. 自己株式（優先株式）の取得価額に関する事項

A種優先株式は、公的資金に係る当行株式の引受けに伴い発行されたものであり、預金保険機構は、自己株式の取得による公的資金の返済を受けるか否かの判断基準として、1) 金融機関の経営の健全性を損なわないこと、2) 国民負担を回避すること、及び3) 金融システムの安定性を損なわないことの3点を挙げております。

このうち、上記2) 国民負担の回避については、株式会社整理回収機構にとっての取得価格以上の適正な価格での処分が可能かが判断要素とされており、株式会社整理回収機構にとってのA種優先株式の取得価格は、A種優先株式の発行価額（1株あたり1,000円。総額60億円）です。そして、上記1) の金融機関の経営の健全性を損なわないこと、及び、上記3) の金融システムの安定性を損なわないことという判断基準との関係では、①2021年3月期末時点での単体の利益剰余金が66億円であること、及び②A種優先株式の取得・消却を前提に、株式会社福井銀行による普通株式での発行総額50億円の第三者割当増資が想定されているところ、これにより今後も地域における金融仲介機能を発揮してゆくために適切な自己資本を確保するとともに、Fプロジェクトにおける業務提携の更なる加速・深化による、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果の最大化を可能にすることで、より一層の地域経済の持続的発展への貢献や、これまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化、ひいては中長期的な企業価値・株主価値の向上にも資するものと考えております。

これらを踏まえ、A種優先株式の取得価額の客観性および公正性を担保するなどの観点から、第三者算定機関による価値分析結果などを踏まえ、当行において慎重に検討を重ねた結果、当該取得価額は、当該発行価額と同額の1株あたり1,000円（総額60億円）に経過優先配当金相当額（下記3. ご参照）を加えた額とすることが適切であり合理性を有するとの判

断に至りました。

### 3. 自己株式（優先株式）取得枠の設定の内容

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | A種優先株式                     |
| (2) 取得する株式の数   | 6,000,000株                 |
| (3) 株式の取得対価の内容 | 金銭                         |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 6,050,000,000円（上限）（注）      |
| (5) 取得先        | 株式会社整理回収機構                 |
| (6) 取得する期間     | 本定時株主総会終結の時から2021年10月31日まで |

(注) A種優先株式1株あたりの取得価額は、A種優先株式1株あたりの発行価額の1,000円にA種優先株式に係る経過優先配当金相当額（2021年4月1日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数に優先配当金12.56円を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。））を加えた額とする予定であり、当該経過優先配当金相当額の合計も加算した額を総額として予定しております。

#### 第4号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

会社法第199条に基づき、下記2. に記載の理由により、下記1. に記載の要領にて、株式会社福井銀行（以下「福井銀行」又は「割当予定先」といいます。）に対して募集株式を発行する件（以下「本第三者割当増資」といいます。）についてご承認をお願いするものです。

下記2. (2) に記載の通り、当行は、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しておりますが、当行の普通株式には客観的な市場価格がなく、その評価についてはさまざまな考え方があり得ることから、会社法上、普通株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、株主のみなさまの意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会において特別決議によるご承認をお願いするものです。

また、本第三者割当増資に伴い割当予定先に対して発行される普通株式の数33,333,334株（議決権数33,333個）は、現在の発行済株式総数31,800,000株（2021年3月31日現在の総議決権数30,797個）の104.8%（議決権における割合108.2%）に相当します。このため、本第三者割当増資の実行により支配株主の異動が見込まれます。本議案は、会社法第206条の2第4項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集株式の引受けに反対する旨を当行に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものです。

なお、本議案に基づく募集株式の発行は、第2号議案「資本準備金の一部をその他資本剰余金に振り替える件」、第3号議案「自己株式（優先株式）取得枠の設定の件」及び本議案が原案通り承認可決されることをその条件といたします。

#### 1. 本第三者割当増資の概要

|                      |                                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の数           | 普通株式 33,333,334株                                                                   |
| (2) 払込金額             | 1株につき150円                                                                          |
| (3) 払込金額の総額          | 5,000,000,100円                                                                     |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 2,500,000,050円<br>(1株につき75円)<br>増加する資本準備金の額 2,500,000,050円<br>(1株につき75円) |
| (5) 募集方法             | 第三者割当の方法により、募集株式全部を福井銀行に割り当てる                                                      |
| (6) 払込期日             | 2021年10月1日                                                                         |

## 2. 第三者割当により募集株式を発行する理由

### (1) 割当予定先を選定した理由

当行及び福井銀行は、長きにわたり、共に福井県を主たる営業基盤とし、地域のみなさまに支えられながら活動してまいりました。それぞれが「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」、「幸せな人間生活と豊かな社会づくりへの貢献」を理念に掲げるなど、両行は今後においても福井県の活性化をその使命・役割とする地域金融機関であります。両行相互の強みを活かし、お客さまの成長、発展のため、これまで以上に質の高いサービスを提供していくこと、また目前に迫る地域活性化の機会を最大限に活かし、地域の持続的発展のため、両行が連携、協働していくことを目的に、2020年3月13日に「地域経済の発展に向けた包括提携（Fプロジェクト）」を開始しております。

包括提携に基づく連携、協働を進める中で、両行は、長期的な超低金利環境の継続や人口減少等の構造的な問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の継続など、厳しい経営環境の継続を見据え、Fプロジェクトの加速と深化、なかでも業務提携によるシナジー創出の早期実現と効果の最大化に向けた取り組みの加速のためには、資本提携の早期実現に向けた検討を進めることが必要であるとの認識を共有し、2021年1月14日付で、基本合意に至りました。

両行は、資本提携の実施により引き続き地域における金融仲介機能を発揮してゆくために適切な自己資本を確保するとともに、Fプロジェクトにおける業務提携の更なる加速・深化として、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果の最大化が可能になると考えており、その手段として、基本合意に基づき、2021年5月14日付で、資本業務提携契約の締結に至りました。当該資本業務提携契約に基づき、当行は、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果の最大化による、より一層の地域経済の持続的発展への貢献や、これまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化を目的として、本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

### (2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、普通株式の払込金額の決定にあたり、公正性を期すため、普通株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行及び割当予定先とは資本関係及び継続的な取引関係のない独立した第三者評価機関である株式会社クリフィックス・コンサルティング（以下「クリフィックス・コンサルティング」といいます。）に対して普通株式の価値算定を依頼いたしました。クリフィックス・コンサルティングは、当行が非上場会社であることを勘案したうえで、第三者割当増資に先立ち公的資金が全額返済となることなど、一定の前提の下、当行の事業計画や直近の業界動向等に基づき、当

行普通株式の価値を配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）および類似会社比準法を用いて価値算定を実施し、2021年3月31日を算定の基準日とした普通株式の価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を当行に提出しております。

なおクリフィックス・コンサルティングは、本価値算定書の提出に際して、当行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全であること等を前提としており、かつ、個別の資産及び負債について独自の評価、鑑定又は査定を行っておりません。

当行は、本価値算定書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特にないことを確認しており、払込金額の決定にあたっては、本価値算定書における普通株式の理論的価値のレンジである1株あたり138円～194円（DDM法）、および104円～180円（類似会社比準法）を参考に、当行の置かれた事業環境・財務状態およびわが国の金融・経済状況等についても考慮したうえで、割当予定先との慎重な協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断いたしました。

また、当行監査役3名（うち2名が社外監査役）は、①本価値算定書には特に不合理な事情は認められないこと、②本価値算定書における理論的価値の他に、当行の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、割当予定先との慎重な協議・交渉を通じて払込金額を決定することも不合理とはいえないこと、及び③決定された払込金額が、本価値算定書における理論的価値のレンジの範囲内であることからすれば、当該払込金額は割当予定先に特に有利でないとして評価できる旨の意見を述べております。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い割当予定先に対して発行される普通株式の数33,333,334株（議決権数33,333個）は、現在の発行済株式総数31,800,000株（2021年3月31日現在の総議決権数30,797個）の104.8%（議決権における割合108.2%）に相当します。このため、本第三者割当増資の実行により支配株主の異動が見込まれます。

しかし、上記（1）に記載した通り、本第三者割当増資は、多額の資金調達により地域における金融仲介機能を発揮してゆくために適切な自己資本を確保するものであり、これによって、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果を最大化し、より一層の地域経済の持続的発展への貢献や、これまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化を図ることが可能となると考えております。これらの点に鑑みれば、本第三者割当増資は、中長期的な企業価値・株主価値の向上に資するものである一方、予定される希薄化の規模は、現状の当行の収益力などを基礎として算定した株式価値

を前提とした場合にはやむを得ない水準であることから、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、本第三者割当増資により発行される募集株式33,333,334株に係る議決権数は33,333個であり、割当予定先が同募集株式を全て引き受けた場合、割当予定先は、当行の総議決権数の51.98%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。

この点、当行監査役3名（うち2名が社外監査役）からは、本第三者割当増資の適法性並びに本第三者割当増資の発行条件及び発行数量等の合理性について、概要以下の意見が示されています。

上記払込金額による本第三者割当増資は、割当予定先に特に有利な金額による株式発行（会社法第199条第3項）には該当しないと判断される。また、本第三者割当増資が完了した場合、割当予定先の議決権の所有割合は51.98%となり、割当予定先は会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する。しかるところ、本第三者割当増資の実施は、本定時株主総会にて本第三者割当増資に係る議案について承認（特別決議）が得られることを条件としており、かつ、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものとされていることから、かかる承認が得られることを条件とする本第三者割当増資による株式発行は適法であると判断される。

また、本第三者割当増資の条件は、両行におけるシナジー創出の早期実現と効果の最大化による、より一層の地域経済の持続的発展への貢献や、これまで以上に質の高いお客さま向けサービスの提供の早期実現とその効果の最大化を目的として、割当予定先との継続的な協議及び交渉の結果として定められたものである。このように決定された本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、大規模な株式の希薄化を伴うものの、引き続き地域における金融仲介機能を発揮してゆくために適切な自己資本を確保すること等により、上記の目的の達成を可能にするものであると考えられ、本第三者割当増資の発行条件及び発行数量については、一定の合理性があると判断される。また、上記の払込金額についても当行から独立した第三者評価機関であるクリフィックス・コンサルティングによる本価値算定書に記載されている算定結果に基づくものであり、一定の合理性があると判断される。

なお、2021年5月14日付の当行取締役会決議において、当行社外取締役神澤重明氏及び丹尾正己氏の意見も当行取締役会の判断に賛同するものであることを確認しております。以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

|                                                   |                                                                       |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所                              | 株式会社福井銀行<br>福井県福井市順化一丁目1番1号                                           |
| (b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数      | 33,333個                                                               |
| (c) 上記 (b) の募集株式に係る議決権の数                          | 33,333個                                                               |
| (d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数 | 64,130個                                                               |
| (e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由            | 上記「2. 第三者割当により募集株式を発行する理由」をご参照ください。                                   |
| (f) 上記 (e) の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見         | 取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。                                             |
| (g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の見解                   | 上記「2. 第三者割当により募集株式を発行する理由 (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご参照ください。 |

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴及び重要な兼職の状況                             | 候補者の有する<br>当行の株式数 |
|--------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|
| ます だ ひと み<br>増 田 仁 視<br>(1952年4月23日) | 1982年6月 公認会計士 増田仁視事務所 所長<br>(現任)         | 普通株式<br>0株        |
|                                      | 2007年5月 福井経済同友会 代表幹事 就任<br>(～2011年5月)    |                   |
|                                      | 2010年1月 越前市監査委員 (～2018年1月)               |                   |
|                                      | 2016年6月 日本公認会計士協会北陸会 副会長 福井<br>県部会長 (現任) |                   |
|                                      | 2019年6月 日本公認会計士協会 理事 (現任)                |                   |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田仁視氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 増田仁視氏は、公認会計士として培われた専門的な知識を有しておられ、日本公認会計士協会北陸会の副会長、福井県部会長、理事を務められるなど公職経験も豊富に有しておられます。また、企業経営にも携わっており、監査役に就任された場合に、その知識、経験等を当行の監査体制に活かしていただくため、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、増田仁視氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上